

## シリーズ「わが家の建築」③

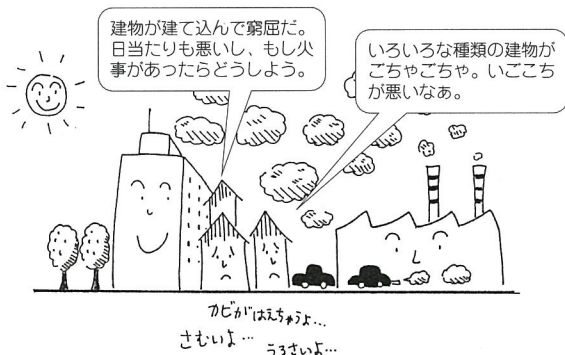
～用途地域(ようとちいき)～

### 質問

光町在住 光太郎さん



今月は、建築マンへ質問します。  
 今年5月に光町全域が都市計画区域になり、用途地域を決定したそうですが、用途地域とは何ですか？  
 また、どこが用途地域になっているのでしょうか？



### 回答

建築マンがお答えします。



光町では、だれもが暮らしやすく働きやすい町を目指すため用途地域を定めています。  
 用途地域とは、土地の利用方法にルールを定めた地域のことを言い、地域内では建築できる建物を制限しています。  
 たとえば、住宅地の中に工場やオフィスが建つなど、種類の異なる土地利用が混じり合っていると、お互いの生活環境や業務の利便が悪くなってしまいます。ですから、現在の土地の利用状況や、将来この地域が果たす役割などを考慮して決定しています。用途地域の種類は、都市計画法で12種類に区分されていますが、その中の地域にあった4種類を選定しました。  
 みなさんの土地が用途地域かどうかは、都市計画広報特別号(6月発行)や役場都市建設課にある図書で確認できますし、電話照会も受け付けています。

#### 第一種中高層住居専用地域

- ・ 図書館周辺
- ・ 組合立東陽病院北側の住宅地
- ・ 古屋前地先の住宅地

(特徴) 戸建住宅や集合住宅のほか、一定規模の店舗は建築できますが、事務所や工場は建築できません。

#### 第一種住居地域

- ・ 橋場地区の市街地
- ・ 東陽小学校周辺
- ・ 古屋地区西部
- ・ 海岸沿いの木戸、尾垂地区の市街地

(特徴) 住宅の環境を守る地域で、大規模の店舗や事務所は建築できません。また工場も制限されています。

#### 準工業地域

- ・ 国道126号沿道
- ・ 組合立東陽病院東側

(特徴) 既に住宅と中小規模の工場が混在していて、今後も住環境に影響を及ぼさない範囲でほとんどの建物を建築できます。

#### 工業専用地域

- ・ 光工業団地
- ・ ひかり工業団地

(特徴) 工業の集積を誘導し、工場の利便増進を図る地域で、住宅や学校は建築できません。

### お知らせ

10月11日～17日は「違法建築防止週間」です。光町を住みよい町にするために、建築ルールを守りましょう。  
 都市計画や建築の問い合わせ先は、都市建設課都市整備室です。  
 今回は「接道」のことについてです。☎@1211 内線1631・1632